

狭山台小だより

平成27年5月29日(金)

第3号

狭山市立狭山台小学校

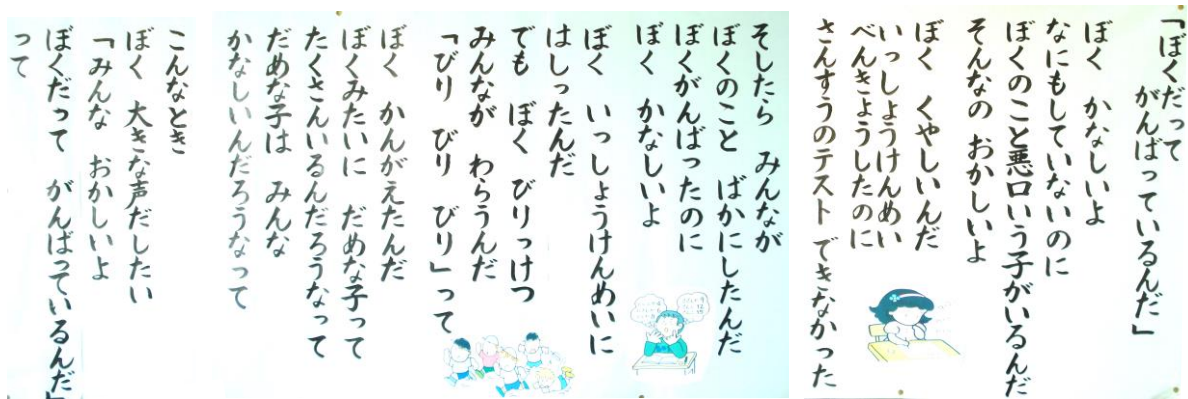
TEL 04-2958-6792

「ちがい」を受けとめられる子に

校長 小暮 恒二

汗ばむ陽気になりましたが、新緑の木陰には心地よい風が吹き抜け活動しやすい季節です。業間休みや昼休みには子供たちの元気な声が校庭に響いています。1年生も5時間授業が始まり、昼休みにも元気に遊びまわっています。ジャングルジムのとっぺんにのぼって誇らしげな子、草地で虫を見つけて見せてくれる子、それぞれの子供たちが楽しい時間を過ごしています。

さて、狭山台小学校の廊下には、子供たちに自らの人間関係をふりかえり、気づきを促す掲示が随所にあります。その中の一つ、詩を紹介します。



「いじめ」は、いけないことだと誰もが頭ではわかっています。でも、この詩にあるように、人を傷つけることを言ったり、嫌がることをやったりしてしまう心の弱さや醜さ（みにくさ）をもっているのが、人間なのでしょう。「ちがい」を個性として受けとめ認めていける子になってほしい。相手の立場に立って、自分の言動をふり返って考えられる子になってほしい。こんな願いを込めて掲示をしています。そして、人が嫌がることをしているのを見かけたときには、見て見ぬふりをするのではなく、「おかしいよ（やめようよ、いけないよ）」と声をあげられる子に育てたいと思います。

人間には、「ちがい」を受けとめられず、排除しようとする傾向があることを私たちは知っておかなければなりません。私たち大人が、「ちがい」を個性として受けとめ異質なものを受けとめられる感性を磨いていくことが、「ちがい」を受けとめられる子を育てることにつながっていきます。家庭・地域と協力して思いやりのある子を育てていきたいと思っています。

狭山台小の教育活動の1コマ

『さわやか挨拶』

遠足から帰り、バスから降りてきて「ただいま!!」と元気な挨拶を受けて「お帰りなさい」と出迎えています。元気に挨拶をしてくれる子がいる一方で、「お帰りなさい」と声をかけても「ただいま」と返ってこない子も少なくありません。挨拶の言葉がわからなかったようです。

家から出かける時に、「行ってまいります」「いってらっしゃい」家に帰ったら、「ただいま（帰りました）」「お帰りなさい」寝るときには、「おやすみなさい」「おやすみなさい」ご家庭でも、さわやかな挨拶をたくさん交わしてみてください。人間関係の基礎は、家庭内での挨拶からです。

◎プール掃除…6年生

晴れ渡った5月14日、6年生が一生懸命にプールの掃除をしてくれました。



6月の主な行事予定

日	曜	主 な 行 事 等
1	月	内科検診（中学年、けやき）
2	火	お話朝会
3	水	内科検診（低学年）
4	木	ミニバス壮行会 委員会活動
5	金	ミニバス大会（会場：本校）
8	月	朝読書 内科検診（高学年）
9	火	心豊かな日 5年生宿泊学習
10	水	国語タイム（言語）5年生宿泊学習
11	木	体育朝会 歯科検診 クラブ
12	金	朝読書 校内硬筆展 Q-U検査
13	土	学校公開日 国語タイム（音読）校内硬筆展
15	月	朝読書
16	火	音楽朝会
17	水	国語タイム（視写）補習タイム 耳鼻科検診
18	木	全校除草 クラブ けやき合同宿泊
19	金	朝読書 けやき合同宿泊
22	月	朝読書 学校評議員会議 通級教室授業公開（～26日）
23	火	交通安全教室
24	水	国語タイム（読解）授業参観・懇談会（4～6年・けやき）
25	木	学年朝会 クラブ 仲良しタイム（ロング昼休み）通級保護者会
26	金	朝読書 授業参観・懇談会（1～3年）
29	月	朝読書
30	火	お話朝会
7/1	水	朝自習
2	木	心豊かな日 委員会活動
3	金	朝読書

6月の生活目標 廊下や階段は右側を歩こう。

◇命を守る班長旗◇

お話朝会で安全な登下校や交通安全について話しました。その中で班長旗の大切な役割を伝え“命を守る班長旗”であると話しました。どの班長さんも、班長旗を広げ、よく見えるように持って登校しています。

ボランティアさんが耕してくださいました

低学年が野菜を育てるところを耕し苗を植え付ける準備をしてくださいました。今、きゅうりやなすなどの野菜が育っています。



学校公開300名を超える方が参観!!

5月9日の土曜公開日には、児童数522名の内324名の児童のご家族の方に参観いただきました。ありがとうございました。授業参観・懇談会や学校公開には、ぜひ足を運び学校での様子をご覧ください。

《自転車に乗る時には、ヘルメットを》

「児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。」と道路交通法にあり、保護者には、ヘルメット着用の努力義務があります。